

学校いじめ防止基本方針

伊丹市立伊丹高等学校

1 本校の方針

本校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と同じ学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを定義として、全職員が共通認識しその行為へ対処していく。

本校では、人格の完成を目指して知・徳・体の調和を図り、平和的な国家及び社会の形成者として、資質の向上に努め、心身ともに健全で個性豊かな人間を育成する。そして国際的な視野を持った、地域に貢献できる人間を育成することを教育目標にしている。創立 113 年を迎え、歴史と伝統を持つ伊丹市立の高等学校として、地域に根差し、地域と連携しながら、さらなる飛躍を目指している。普通科、普通科グローバル・コミュニケーションコース（以下 G C コース）、商業科の 2 学科 1 コースは、それぞれ特色ある教育活動を展開している。

普通科では、伊丹市国際姉妹都市及び友好都市の外国人学生との交流などがあり、また希望者が参加できる 2 週間の「オーストラリア語学研修」を実施し、さらに G C コースでは、「English Camp（1 年）」「English Summer Seminar（2 年）」「京都語学実習（2 年）」「G C ジョイント」様々な場面で国際感覚を磨いている

商業科では、伊丹市や地元企業等と連携しながら、オリジナル商品の開発、販売実習、商店経営実習を行い、考える力、伝える力、社会とつながる力を育成している。

学習指導においては、生徒の夢の実現を目指した教育課程の編成、平常授業の他に長期休業中を含めた、補習、小テスト指導、予備校講師によるトワイライト講座など、高い目標に向かって挑戦し続ける気持ちを育てるとともに、学力保障をサポートする体制を整えている。

いじめについては、これらの多様な教育活動を通して、平素より教師集団が、生徒個々の状況を的確に把握し、保護者との連携を密にしながら、生徒の変化に対応するよう努めている。また良き人間関係を構築し、豊かなこころ、思いやりのこころを育て、決していじめを許さない、いじめを生まない学校風土を作り上げるためにも、以下の指導体制を確立し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 I 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 II いじめ早期発見のチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 III 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 IV 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、伊丹市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、伊丹市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、学校・生徒・保護者による三者懇談会、家庭訪問など、あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

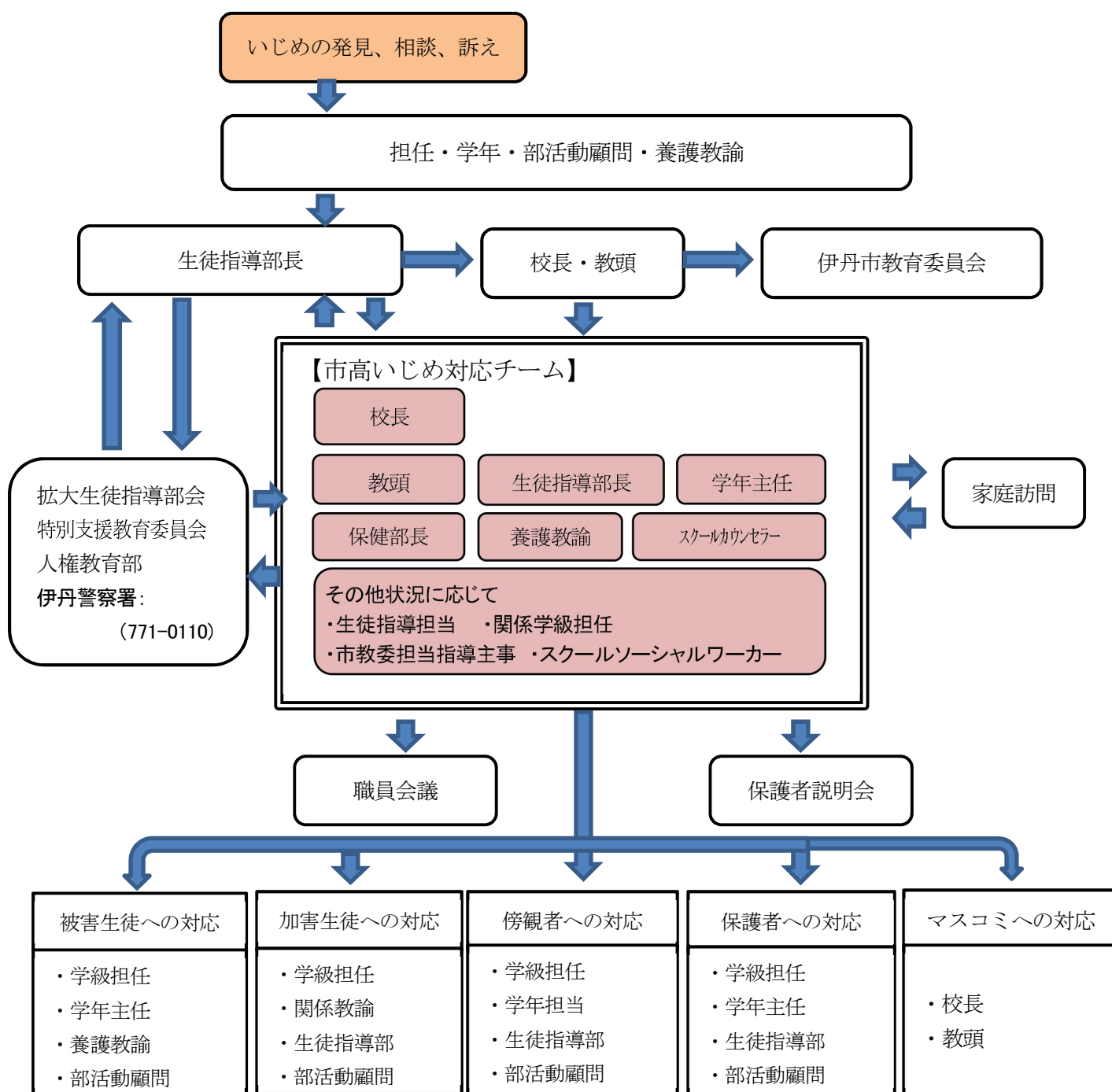
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

別紙 1

- いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織として取り組む。
- いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置する。
- 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、教職員全員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

<市立伊丹高等学校いじめ対策組織>



いじめが起こりやすい・起きている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 弁当を一人で食べることが多い
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

Ⅲ 年間指導計画

別紙3

	職員会議	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	中学校との情報交換 (1年) 携帯・スマホ安全教室	個別面談
5月			
6月		人権学習授業(1・2年)	
7月	いじめ対応 チーム会議	人権学習授業(3年)	いじめ実態把握 アンケート
8月	事案発生時	職員研修	個人面談 三者面談
9月	いじめ対応チーム会議		
10月	職員会議	人権学習授業(1・3年)	
11月	いじめ対応 チーム会議	人権学習授業(1・3年)	いじめ実態把握 アンケート
12月		職員研修会	個人面談
1月		人権学習授業(1・2年)	
2月	いじめ対応 チーム会議		いじめ実態把握 アンケート
3月	いじめ対応チーム 本年のまとめ		個人面談

未然防止に向けて

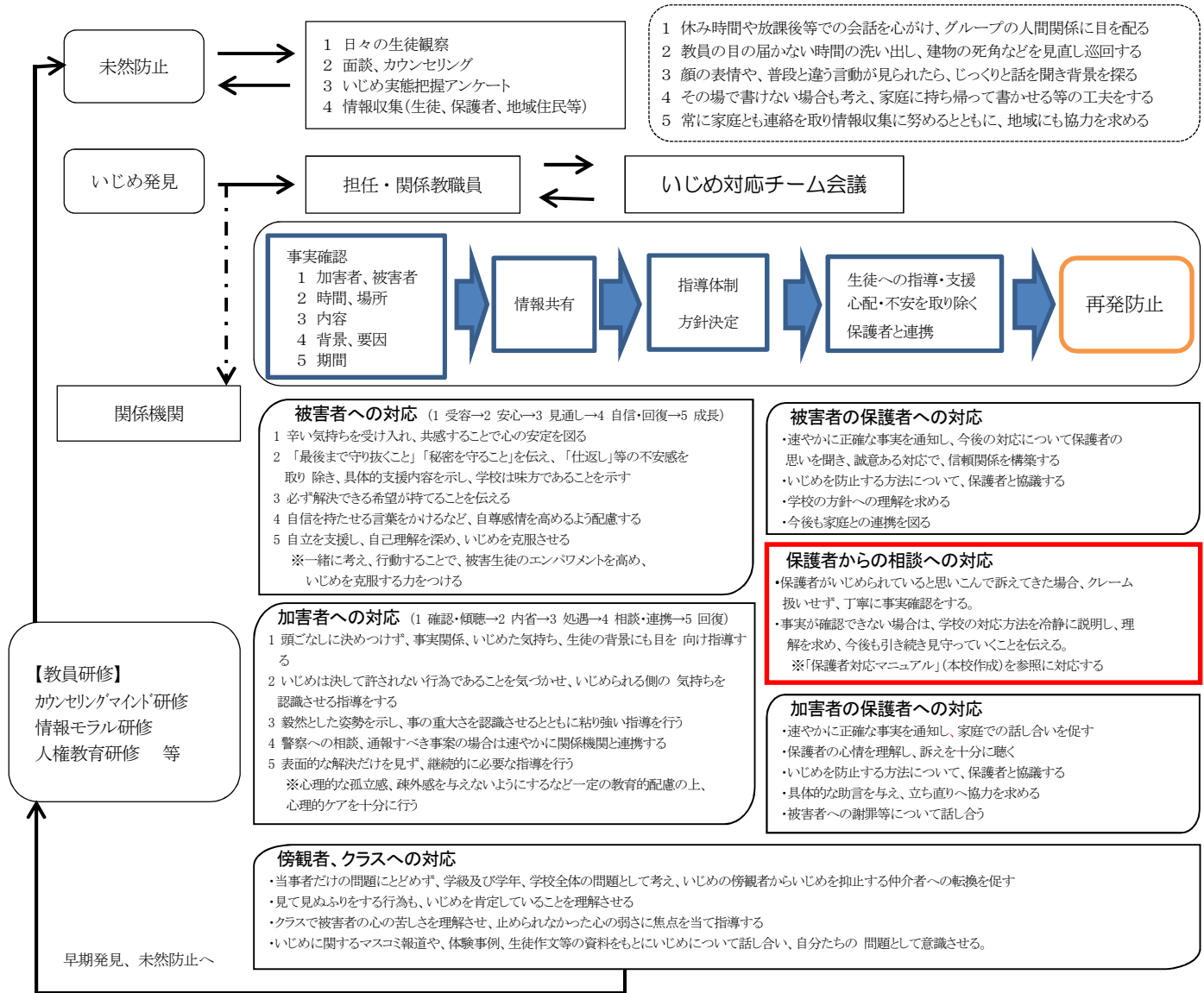
- 1 入学前に中学校との情報交換をする。いじめを許さない学校、学級づくりを進める。
- 2 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- 3 いじめ対応チームを中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。
- 4 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 5 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する

早期発見に向けて

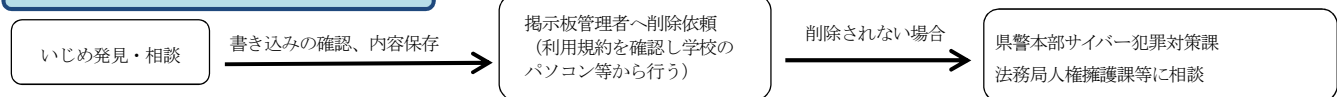
- 1 いじめアンケートは年3回実施。
- 2 SHRを通して生徒の状況把握に努め、わずかな変化も見逃さない。
- 3 授業担当者は、欠時の状況報告はもちろん、授業中の様子についても担任と常に情報交換を行う。
- 4 適宜個別面談を行い、保護者とも連携を取る。

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対応チーム会議を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、SNS等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPS位置情報によりストーカー被害にあったり犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切に、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。